

# 荒尾市犯罪被害者等見舞金について

荒尾市では、犯罪行為により被害を受けた方やそのご遺族を支援するため、「荒尾市犯罪被害者等支援条例」を制定したことに伴い、犯罪被害者等見舞金を支給します。

## 対象となる犯罪被害

殺人、強盗、傷害、不同意性交等、危険運転致死傷等の身体生命に関する故意による犯罪被害

## 見舞金の対象者

### 遺族見舞金

支給額 30 万円

●犯罪行為により被害者が亡くなったときにおいて、荒尾市に住所を有する 犯罪被害者の第1順位のご遺族

★遺族の範囲・順位 ○の数字が順位です

① 配偶者(事実婚等も含む)

被害者の収入で生活していた

② 子(死亡当時胎児であった場合は、その子の母が犯罪被害者の収入で生活していた場合)

③ 父母(養父母がいた場合、実父母より養父母を優先)

④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹

上記に該当しない

⑦ 子(死亡当時胎児であった場合も含む)

⑧ 父母(養父母がいた場合、実父母より養父母を優先)

⑨ 孫 ⑩ 祖父母 ⑪ 兄弟姉妹

※第1順位の遺族が、見舞金の申請をしない場合は第2順位以降の遺族は見舞金の申請はできません

※同じ順位の方が複数名いた場合は、代表の方1名が申請できます

### 重傷病見舞金

支給額 10 万円

●犯罪被害にあわれたときにおいて、荒尾市に住所を有する犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者ご本人

※重症病…治療の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要する負傷・疾病(精神的な疾病を含む)

## 支給の対象外となる場合

- 警察などの捜査機関に犯罪被害の届け出がされていないとき
- 犯罪被害の事実が捜査機関への照会等により市が確認できないとき
- 被害者(又は第1順位遺族)について
  - ◎加害者との間に、3親等以内(事実婚含)の親族関係があった場合  
※親族関係が破綻している場合は除く ※第1順位遺族は、18歳未満の者を除く
  - ◎犯罪行為が発生したことに対して、責められる理由や落ち度がある場合
  - ◎犯罪行為を誘発(そそのかしたり、手助けしたり)した場合
  - ◎暴力団員である場合、暴力団員又は暴力団と密接な関係にある場合
  - ◎同じ犯罪被害について、他の市町村から見舞金等の支給を受けたことがある場合
  - ◎その他、見舞金を支給することが社会通念上不適切である場合

## 申請の流れ

申請書(※)に必要事項を記入し、必要な書類を添えて防災安全課へ提出

※遺族見舞金の場合：様式第1号(第6条関係)荒尾市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書

重症病見舞金の場合：様式第3号(第6条関係)荒尾市犯罪被害者等見舞金(重症病見舞金)支給申請書



## 申請に必要なもの

### 全員必要なもの

- 犯罪発生時点で、申請者が荒尾市内に住所があったことがわかる書類  
(住民票の写し、戸籍の附票 など)
- 代理人であることを証明する書類 ※代理人が代理申請するとき  
(法定代理の場合…戸籍謄本など)  
(委任代理の場合…委任状)
- その他、市長が必要と認めた書類がある場合はその書類

### 遺族見舞金の場合

- 犯罪被害者が死亡していること、及び死亡年月日がわかる書類 (死亡診断書の写し など)
- 申請者(遺族の方)と犯罪被害者の続柄や事実婚等の事実がわかる書類  
(戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し など)
- 申請者(遺族の方)が、被害者の収入によって生活をしてきた事実がわかる書類  
(被害者の収入を証明する書類、預金通帳、家賃や光熱費の領収書の写し など) ※該当の方のみ
- 同じ順位の遺族の方が2名以上いる場合は、  
「様式第2号(第6条関係)荒尾市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者届」

### 重症病見舞金の場合

- 医師の診断書  
(負傷又は疾病が発生した日、療養期間、入院日数、負傷又は疾病の状態が明記されているもの)

## 申請の期限

犯罪被害を知った日から2年以内 (やむを得ない理由により申請できなかった場合はご相談ください)

## 【お問合せ先】

荒尾市役所 防災安全課 TEL:0968-63-1395 月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15